

第2章 計画の基本的な考え方

1 将来像

「ふじさわ男女共同参画プラン2020」は、一人ひとりの人権を尊重し、男女が共同して創る豊かな社会の実現に向けて、取組をすすめていきます。

将来像

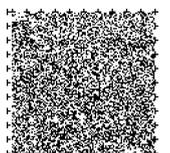
- 男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」

2 3つの基本理念

3つの基本理念を設け、将来像「男女で共に創ろう豊かなまち「ふじさわ」」の実現をめざします。

3つの基本理念

- 人権を尊重した 男女共同参画社会を実現する
- 男女が互いに認め育て合う 共に生きる社会を実現する
- 誰もが健康で豊かに暮らせる 充実した社会環境を実現する



3 5つの重点目標

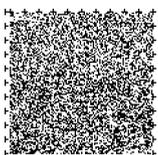
男女が社会の対等な構成員として、自らの意思により、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会が「男女共同参画社会」です。

国は「第4次男女共同参画基本計画」の策定にあたって、めざすべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

藤沢市は次の5つの重点目標を掲げ、積極的に施策を推進していきます。

5つの重点目標

- 重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり
- 重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進
- 重点目標3 男女の仕事と生活の調和
- 重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶
- 重点目標5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり



(1) 重点目標1 人権を尊重した男女共同参画社会づくり

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれています。そして、「男女共同参画社会基本法」では、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別によるあらゆる差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることが、男女共同参画社会の形成に不可欠であるとしています。

あらゆる立場の人の人権意識を醸成する取組により、すべての人の人権が守られ暮らしやすい男女共同参画社会をめざします。

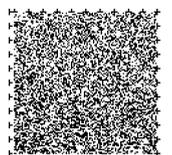
(2) 重点目標2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

持続可能で、多様性に富んだ活力のある社会を構築するためには、あらゆる分野において多様な人材の参画をすすめていくことが必要となってきます。

その中で、女性の活躍推進が求められています。人材育成、意識啓発、労働環境の整備等により、男女が自らの意思で、あらゆる分野においてその能力と個性を十分に発揮して活躍できる社会の実現をめざします。

(3) 重点目標3 男女の仕事と生活の調和

内閣府が示す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」としています。長時間労働の抑制に向けた取組や子育て・介護等への社会的支援により、働く人々の健康が保持され、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて柔軟な働き方が選択でき、家族・友人などとの充実した時間が持て、自己啓発や地域活動への参加ができる社会をめざします。



(4) 重点目標4 性の尊重とあらゆる暴力の根絶

「暴力」は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりをすすめる男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。

暴力を容認しない社会風土を醸成し、安心して相談できる体制・安全が保証される保護体制・自立支援体制を整備することにより、男女が互いの性を尊重し、あらゆる暴力のない社会をめざします。

(5) 重点目標5 男女の健康支援と安心して暮らせる環境づくり

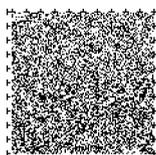
女性の身体の自己決定権である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ¹」（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、女性の生涯を通じた心身の健康への支援が求められます。男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提条件です。

また、男女の置かれた環境を個別に見てみると、高齢者や障がい者などは、女性であることによってさらに複合的に困難な状況になっている場合が多くあります。

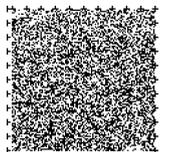
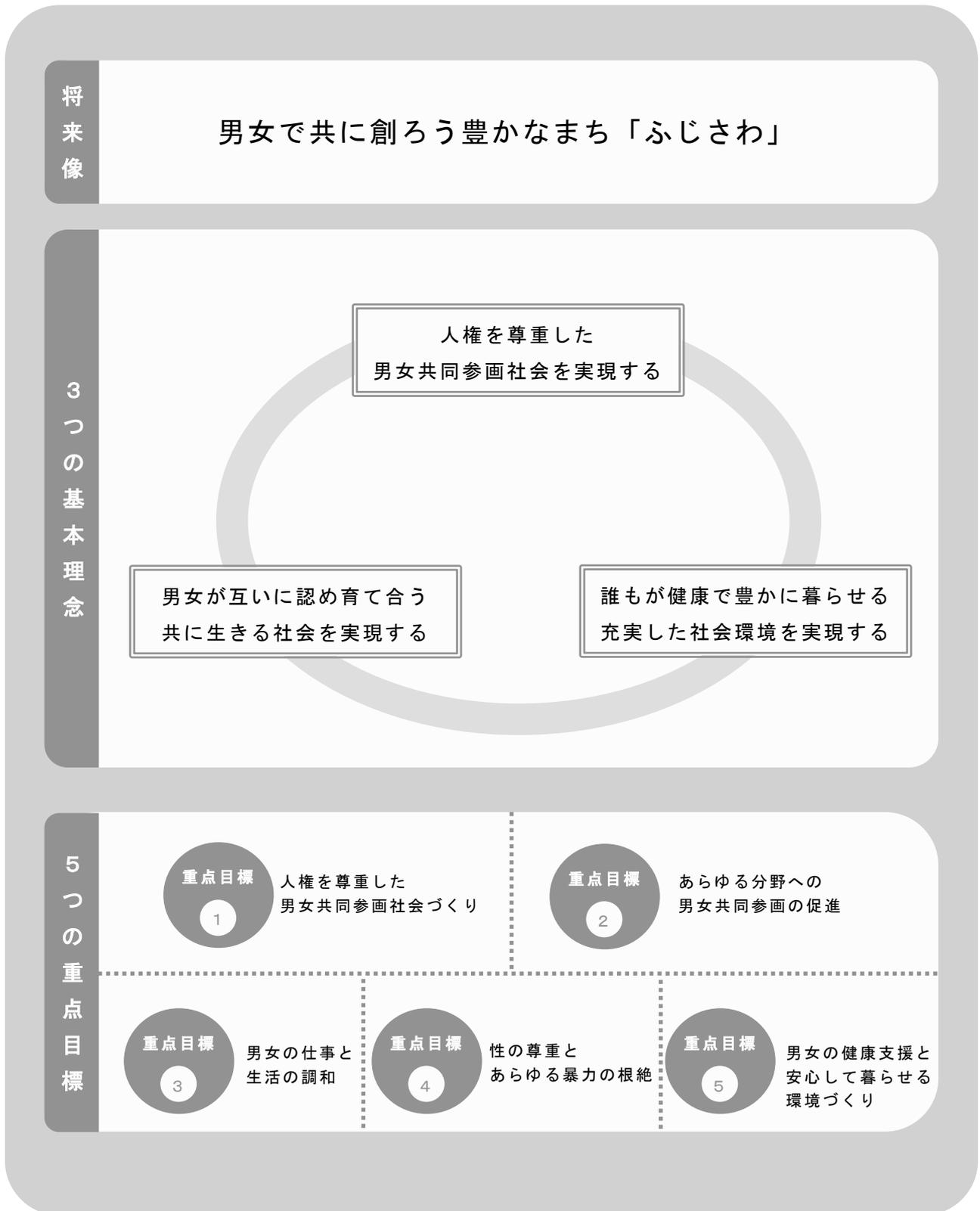
生涯にわたる男女の健康維持及び支援の充実、援助を必要とする男女へのきめ細やかな支援と自立の促進に取り組むことにより、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らせる社会をめざします。

¹ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることをリプロダクティブ・ヘルスといい、これを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。



4 全体像「将来像・3つの基本理念・5つの重点目標」



5 計画の位置づけ・基本的方向

- (1) この計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定する男女共同参画社会の形成促進に関する施策についての基本的な計画です。
- (2) この計画の重点目標 2 の課題 1 及び 2、並びに重点目標 3 の各課題については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に規定する、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を兼ねます。
- (3) この計画は、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」、県の「かながわ男女共同参画プラン（第 3 次）」を勘案するとともに、「藤沢市市政運営の総合指針 2016～郷土愛あふれる藤沢をめざして（平成 26 年度～平成 28 年度）」及び各種関連計画と連携した計画です。
- (4) この計画は、男女共同参画社会の実現をめざして、直接的、間接的に関連する施策を体系化し、市民、ボランティア、NPO、大学、企業、行政、それぞれの活動主体が連携し、協働して実施していくものです。

6 計画の期間

この計画は、2016 年度（平成 28 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 5 年間を目標年次とした計画です。

2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
ふじさわ男女共同参画プラン 2020									
前期計画					後期計画				

